



## すこやか介護

第8回テーマ

### 介護保険事業の将来

介護保険制度は介護が必要な状態になった時、必要な介護サービスを受けることができるよう、国民みんなが保険によって助け合う制度として定着しています。

平成 25 年度 安芸高田市の 1 か月あたり平均

高齢者人口 (65 歳以上)	10,893 人
要支援・要介護認定者数	2,738 人

介護サービスに要した経費 (平成 25 年度)

	月平均利用者数 (人)	月平均利用額 一人当たり (円)
在宅で受けるサービス	1,629	92,644
地域密着型サービス	97	210,795
特別養護老人ホーム等	538	248,386

介護サービスに要する費用の負担割合 (平成 26 年度)

国・県・市 (税金)	50%
介護保険料 (65 歳以上)	21%
健康保険料 (40 ~ 64 歳)	29%

介護保険費用は増加傾向にあります。

平成 25 年度 平成 25 年度は 4 名の高齢者の内、1 名が要支援・要介護の認定を受けていました。



このままの状態では、平成 38 年度には、3 名の高齢者の内、1 名が要支援・要介護の認定を受けることになると見込まれます。できるだけ要支援・要介護状態にならずに、元気に暮らすことが重要となっています。



安芸高田市では「一人ひとりが、元気に暮らすこと」を目標に、「げんき教室」を開催しています。

げんき教室開催事業所	百楽荘デイサービスセンター	42-3215
	きさらぎ苑デイサービスセンター	43-1280
	安芸高田市地域振興事業団	42-1011
	レークサイド土師通所介護事業所	52-3833
	高美園通所介護事業所	57-1260
	たかみや湯の森	59-0059
	安芸高田市社会福祉協議会	45-2941
	通所介護事業所甲田	45-7777
	徳永医院	45-3106
	通所介護事業所かがやき	46-7500

◇随時、申込受付中です。開催場所、日時、送迎等については、各事業所に直接お問い合わせください。

高齢者福祉課 ☎42-5618  
高齢者支援センター ☎47-1281

## 「障害者総合支援法」の対象となる疾病が 151 に拡大されました

社会福祉課 ☎42-5615

平成 27 年 1 月より、「障害福祉サービス等 (※ 1)」の対象となる疾病 (難病等) が、130 から 151 へ拡大されました。

対象となる方は、障害者手帳 (※ 2) をお持ちでない場合でも、必要と認められた「障害福祉サービス等 (※ 1)」の支援が受けられます。

### ■手続き

①対象疾病 (難病等) に罹患していることがわかる書類 (特定疾患医療受給者証など) を添付し、社会福祉課でサービスの利用を申請してください。

②障害支援区分の認定や支給決定などの後、必要と認められたサービスを利用できます。

対象となる疾病 (ホームページにも掲載しています)、詳しい手続き方法などについては、社会福祉課までお問い合わせください。

- ※ 1 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業  
〔障害児 (18 歳未満) は、障害児通所支援、及び障害児入所支援を含む〕
- ※ 2 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳



## 平成 27 年度臨時職員の登録について

総務課 ☎42-5611

平成 27 年度の臨時職員を登録制度により募集します。

この登録制度とは、あらかじめ働きたい期間や職種などを登録申請していただき、登録された方の中から、条件に合う方を市の担当課で選考し、審査後に採用するものです。登録を希望される方は、申請をお願いします。

### 1. 登録期間

募集期間 (土日祝を除く)	受付時間	採用時期	備考
① 平成 27 年 2 月 16 日 (月) から平成 27 年 2 月 27 日 (金) まで	8:30 ~ 17:15 まで	平成 27 年 4 月 1 日 (水) から	平成 27 年 4 月 1 日 (水) から採用をする必要がある場合、2 月 27 日 (金) までに申請していただいた方の中から優先的に選考します。
② 平成 27 年 3 月 2 日 (月) から平成 28 年 2 月 29 日 (月) まで		平成 27 年 4 月 1 日 (水) から平成 28 年 3 月 31 日 (木) まで	通年、受付していますので、随時申請してください。

### 2. 登録方法

- ◆新規登録者 登録申請書に必要事項を記入、写真を貼付のうえ、総務部総務課へ提出してください。
- ◆更新登録者 更新申請書に必要事項を記入のうえ、総務部総務課へ提出してください。

### 3. 雇用期間

- ◆1 回の雇用は 6 ヶ月以内とし、1 回に限り 6 ヶ月以内の更新をすることがあります。

### 4. 採用方法

- ◆登録された方の中から必要に応じ、書類選考及び面接のうえ採用します。
  - ◆受付順の採用ではなく、業務内容、登録者の条件等を元に選考します。
- また、登録有効期間内に連絡がない場合もありますので、ご了承ください。

### 5. 登録職種

職種	資格	賃金		備考
一般事務補助員	不要	時給	815 円	
保育士	必要	時給	1,032 円	資格登録必要
保健師	必要	時給	1,032 円	
助産師	必要	時給	1,032 円	
看護師	必要	時給	929 円	
管理栄養士	必要	時給	1,032 円	
栄養士	必要	時給	929 円	
調理員	不要	時給	1,032 円	

### 6. 登録・更新申請書及び詳細

- ◆登録・更新申請書及び登録制度の詳細「安芸高田市臨時職員登録制度のご案内」は、本庁総務課、各支所にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

### 7. 申請・お問い合わせ先

- ◆総務部総務課職員係

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地 ☎(0826) 42-5611 ☎(0826) 42-4376